

確定申告、市・県民税申告 手続きはお早めに

29年分所得税の確定申告期間は、2月16日(金)〜3月15日(木)です(土・日曜日は除く)。

昨年の申告からマイナンバーの記載が必要になってくるので、申告や相談の際には、確認書類を忘れずに持ってきてください。

確定申告関係用紙は、大和税務署、市役所課税課で配布します(同課では2月上旬配布予定)。国税庁 www.nta.go.jp からダウンロードすることもできます。

同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力することで、税額を自動計算し、申告書

を作成できます。詳しくは同庁ホームページ。

市役所での受け付け

大和税務署では、左下表の日程で市役所に確定申告書作成会場を開設します。

主な収入が年金、給与、一時所得のみで源泉徴収票のある方が対象です(報酬・支払調書は含みません)。

事業(営業、農業など)・不動産・譲渡・配当・退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士か同署に申告相談してください。

大和税務署での受け付け

同署では、所得税の確定申告期間中に申告書作成会

場を設置します。作成で来署する場合は、この期間に来てください。2月18日・25日の各日曜日は、確定申告の相談を受け付けます。給与所得者や年金受給者で、医療費控除(セルフメディケーション税制の適用含む)・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方など、所得税と復興特別所得税の還付申告書提出のみの場合は、1月4日(木)から受け付けます。

自書や同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成した申告書を郵送で提出することもできます。封筒に申告者の住所、氏名を明記し、同署〒242-1856 大和市中5-14-22へ。確定申告書などの控えが必要な方は、返信を明記し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

税金・給与所得者の確定申告が対象です(土地・建物や株式などの譲渡所得のある場合を除く)。

譲渡所得や高額所得、今年初めての住宅借入金等特別控除、贈与所得など内容が複雑な場合は、相談できない場合があります。

市・県民税の申告

市・県民税の申告会場を左下表の日程で開設します。今年1月1日に市内に居住していた人は、所得税の確定申告をする必要のない方も、市・県民税の申告は必要です。30年度市・県民税を計算するための基礎

資料となるばかりでなく、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料にするものです。

①所得税の確定申告をした②同一世帯で扶養されている③昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与と支払報告書が勤務先から市に提出されている④前年中の収入が400万円以下の公的年金のみで、源泉徴収の控除内容に変更や追加がないのいずれかに該当する方は申告不要です。

同課税課 ☎70・5611。

土地・建物・株式の売却や贈与を受けた方は同署へ問い合わせてください。

期間中は大変混み合うので、還付申告は早めに行ってください。

閉庁日の土・日曜日と祝日に申告書を提出する方は、同署に備え付けの「時間外收受箱」を利用してください。

詳しくは同署 ☎046・262・9411。

便利なe-Tax (所得税電子申告)

同庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成したデータを直接申告できます。詳しくは www.e-tax.nta.go.jp が同署。

確定申告無料相談

税理士などによる無料申告相談を、左下表の日時にを行います。

確定申告、市・県民税申告の持ち物

- 確定申告書作成・相談の方は①〜⑨・⑪〜⑬、市・県民税申告書作成・相談の方は①〜⑩を持参してください。確定申告書、市・県民税申告書の提出のみの方は、申告書に②〜⑩を添付したものを持参してください。
- ①印鑑、筆記用具、電卓
- ②申告する方と、被扶養者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票の写しのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し)
- ③申告する方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証か健康保険証などのうちいずれか1点。作成済みの申告書を提出する場合は、その写し)
- ④昨年中の収入が分かる資料〔29年分源泉徴収票(原本)など〕
- ⑤支払い社会保険料の年間集計額〔国民年金保険料は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、国民健康保険税・後期高齢者医療保険税・介護保険料は「納付額のお知らせ」(1月下旬までに郵送)〕
- ⑥生命保険、地震保険など各種控除証明書
- ⑦医療費控除の明細書(従来の医療費控除を受ける方。セルフメディケーション税制は受けられません) ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記載を省略できますが、自己負担額が記載されていないものは不可
- ※29年分については医療費の領収書、高額療養費など医療費の補てんを受けた場合はその金額が

- 分かるものでも可
- ⑧特定一般用医薬品等購入費の領収書などに基づく医療費の明細書とその年分に特定健康診査などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする次の書類のいずれか1点(セルフメディケーション税制を受ける方。従来の医療費控除は受けられません)
- ※29年分については領収書の添付や提示でも可
- (1)インフルエンザの予防接種、定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症など)の領収書か予防接種済証
- (2)市区町村のがん検診の領収書か結果通知表
- (3)職場で受けた定期健康診断の結果通知表 ※「定期健康診断」か勤務先名称の記載のあるもの
- (4)特定健康診査の領収書か結果通知表 ※「特定健康診査」か保険者名の記載のあるもの
- (5)人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書か結果通知表 ※勤務先名称か保険者名の記載のあるもの
- ⑨寄付した団体などから交付された寄付金の受領証(寄附金控除を受ける方)
- ⑩親族関係書類と送金関係書類(国外居住親族にかかる扶養控除などの適用を受ける方)
- ⑪申告する方の銀行などの口座番号の控え(還付の場合に必要)
- ⑫28年分の確定申告をしている方は、申告書の控え
- ⑬お知らせはがき(税務署から届いた方)

市役所に開設する窓口・期間

内容	実施日 (土・日曜日は除く)	受付時間 ※1	場所※2	対象
市・県民税申告	2月1日(木)〜3月15日(木)	8:30〜11:00 13:00〜17:00	7階 市民展示ホール	申告が必要な方
		8:30〜12:15 13:00〜17:00		作成済みの申告書を提出する方
確定申告	2月5日(月)〜7日(水)	8:30〜11:30 13:00〜15:00	1階 J1-1 会議室 7階 市民展示ホール	【所得】給与(報酬・支払調書は含まない)、年金、一時のみ 【控除】医療費(セルフメディケーション税制の適用含む)、社会保険料、生命保険料など(住宅借入金等特別控除は除く)
	2月16日(金)〜3月15日(木)	8:30〜11:00 13:00〜15:30		作成済みの申告書を提出する方
	2月5日(月)〜7日(水)	9:00〜11:30		
申告書提出のみ	2月16日(金)〜3月15日(木)	8:30〜15:30	7階 市民展示ホール	

※1 混雑状況で受け付け・締め切り時間が早まる場合があります
 ※2 車で来庁の際は市役所駐車場のほか、市民文化センター第2駐車場北側(大金がある駐車場)や綾瀬タウンヒルズショッピングセンター(深谷)屋上階駐車場(10時から)も利用できます
 ※3 2月16日以降は確定申告と重なり大変混み合うことが予想されます